



	7/2	7/2	
	小	村	

国総環リ第31号
平成26年6月26日

一般社団法人日本トンネル専門工事業協会会長 殿

国土交通省総合政策局公共事業企画調整課
環境・リサイクル企画室長



排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程の第二条第一項の解釈について

国土交通省では、機械化施工が大気環境に与える負荷の軽減を目的として、排出ガス性能の良い建設機械を普及促進するため、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（以下「規程」という。）に基づき、排出ガス対策型建設機械の指定を行ってきているところです。

規程における建設機械の定義は、規程第二条第一項において定められており、建設機械抵当法第二条第一項によることとなっています。すなわち、規程に基づいて排出ガス対策型建設機械に指定されうる機種も同条項によっております。

ここで、具体的に建設機械の範囲を定めた建設機械抵当法施行令別表（以下「抵当法令別表」という。）について、今般お問い合わせの多い件に関しまして、規程の運用においては下記の通り解釈しているところですので、貴所属会員へご周知願います。

記

- (1) 「杭打ち用ウォータージェット」について、抵当法令別表「2 基礎工事用機械」の「くい打ち機及びくい抜き機」に該当するものとして、指定の対象とする。
 - (2) 「電気溶接機」について、抵当法令別表「13 その他」の「発動発電機」に該当するものとして、指定の対象とする。
 - (3) 抵当法令別表の右欄に掲げる範囲の重量や出力等に関する記載にかかわらず、8kW 以上 560kW 未満の原動機を有するものについて、指定の対象とする。
- 例) 「空気圧縮機」については、抵当法令別表には「一四キロワット以上の原動機を有するもの」との記載があるが、8kW 以上 14kW 未満についても、指定の対象とする。

以上

問い合わせ先：国土交通省 総合政策局 公共事業企画調整課 環境・リサイクル企画室
吉田・岡本 tel.03-5253-8111(内線 24514,24554)

(参考)

排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程

(定義)

第二条 この告示において「建設機械」とは、建設機械抵当法（昭和二十九年法律第九十七号）第二条第一項に規定する建設機械（中略）をいう。

2 (略)

3 (略)

建設機械抵当法

(昭和二十九年五月十五日法律第九十七号)

(定義)

第二条 この法律で「建設機械」とは、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第一項に規定する建設工事の用に供される機械類をいう。

2 前項の機械類の範囲は、政令で定める。

建設機械抵当法施行令

(昭和二十九年十一月十三日政令第二百九十四号)

(建設機械の範囲)

第一条 建設機械抵当法（以下「法」という。）第二条第一項の機械類の範囲は、別表のとおりとする。

抵当法令 別表

種類	名称	範囲
1 掘削機械	ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイ ルドライバーのアタッチメントを有するもの
	連続式バケット掘削機	走行装置及び二キロワット以上の掘削用原動機を有するもの
2 基礎工事用機械	くい打ち機及びくい抜き機	やぐら及び原動機を有し、ハンマー、起振機又はくい抜き装置の重量が 〇・五トン以上のもの
	グラウトポンプ	原動機及びグラウトポンプ用ミキサーを有するもの
	ペーパードレーンマシン	
	大口径掘削機	スクリュウ式でないもの
	アースオーガー	
	地下連続壁施工用機械	
3 トラクター類	トラクター	自重が三トン以上のもの
	ブルドーザー	
	トラクターショベル	バケット容量が〇・四立方メートル以上のもの
4 運搬機械	スクレーパー	積載容量が三立方メートル以上のもの
	機関車 運搬車	積載重量が一五トン以上のもの つり上げ能力が三トン以上のもの
5 起重機類	ジブクレーン	
	タワークレーン	
	デリッククレーン	
	ケーブルクレーン	巻上げ装置、走行装置及び原動機を有し、つり上げ能力が二トン以上のもの
	ウインチ	二キロワット以上の原動機を有するもの
	エレベーター	
6 ボーリング機械	ボーリングマシン	三キロワット以上の原動機を有するもの
	ドリルジャンボ	鑿岩機を支持するアームが二本以上のもの
	クローラードリル	
7 トンネル機械	たて坑掘進機	
	トンネル掘進機	
	シールド掘進機	
	ずり積み機	
8 整地・締め固め機械	モーターグレーダー	自重が五トン以上のもの
	スタビライザー	
	アグリゲートスプレッダー	
	ロードローラー	自重が八トン以上のもの
	タイヤローラー	
	振動ローラー	自走式のものにあつては自重が八トン以上のもの、被牽引式のものにあつ ては自重が二トン以上のもの
9 砕石・選別機械	フィーダー	三キロワット以上の原動機を有するもの
	クラッシャー	ジョークラッシャー、ジャイレクトリークラッシャー、コーンクラッ シャー、ロールクラッシャー、インパクトクラッシャー、ロッドミル又は ボールミルで、三キロワット以上の原動機を有するもの
	選別機	トロンメル、パイプレイティングスクリーン又はクラッシュファイヤーで、 三キロワット以上の原動機を有するもの
	ウォッシャー	ドラムウォッシャー又はスクリュウウォッシャーで、三キロワット以上の 原動機を有するもの
10 コンクリート機械	セメント空気輸送機	フラクソー式輸送機又はキニオンポンプ
	コンクリートプラント	骨材貯蔵びん、計量装置及びミキサーを有するもの
	コンクリートミキサー	混練容量が〇・三五立方メートル以上のもの
	コンクリートポンプ	排送能力が毎時五立方メートル以上のもの
	コンクリートブレース	打設能力が毎時一〇立方メートル以上のもの
	アジテーターカー	ゴムタイヤ式でないもの
11 舗装機械	アスファルトフィニッシャー	敷きならし装置、仕上げ装置、走行装置及び原動機を有するもの
	アスファルトプラント	コールドエレベーター、骨材乾燥機、ホットエレベーター、ふるい分け装 置、骨材貯蔵びん、アスファルト溶解がま及びミキサーを有するもの
	アスファルトクッカー	
	コンクリートフィニッシャー	振動機及び原動機を有するもの
	コンクリートスプレッダー	原動機を有するもの
	コンクリートペーパー	装軌式のもの
12 船舶	しゅんせつ船	ポンプしゅんせつ船、ディッパーしゅんせつ船又はグラブしゅんせつ船 で、独航機能を有しないもの
	砕岩船	独航機能を有しないもの
	起重機船	
	くい打ち船	
	コンクリートミキサー船	
	サンドドレーン船	
	土運船	銅製で、独航機能を有しないもの
	作業台船	
13 その他	空気圧縮機	一四キロワット以上の原動機を有するもの
	サンドポンプ	二九キロワット以上の原動機を有するもの
	発動発電機	発電機容量が一五キロボルトアンペア以上のもの